

令和6年度 大田区地域密着型サービス 指定ガイドブック

～地域密着型サービスの指定を受けようとする事業者の方へ～

目 次

- 1 地域密着型サービスの指定
 - (1) 法人格
 - (2) 事業を行う建物
 - (3) 欠格条項
 - (4) 人員、設備、運営等の基準
 - (5) 大田区地域密着型サービス運営協議会
- 2 地域密着型サービス事業所開設までの流れ
 - 【地域密着型サービス事業所開設までの流れ(概要)】
 - (1) 事前相談
 - (2) 事前協議書の提出(地域密着型通所介護を除く)
 - (3) 事業所整備(新設・改築等)
 - (4) 指定申請書の提出
- 3 その他留意事項等
 - (1) 事業所開設前の留意事項
 - (2) 事業所開設後の留意事項

大田区ホームページにもこのガイドブックを掲載しています。

➤大田区ホームページ(トップページ)⇒事業者の方へ⇒地域密着型サービス情報
⇒地域密着型サービスの指定申請⇒地域密着型サービス指定ガイドブック
https://www.city.ota.tokyo.jp/jigyousha/micchaku_service/index.html

【問合せ先】

大田区福祉部介護保険課指定担当

〒144-8621

大田区蒲田五丁目 13 番 14 号 福祉部介護保険課指定担当
(大田区役所本庁舎 3 階 13 番窓口)

TEL 03-5744-1651

1 地域密着型サービスの指定

地域密着型サービス事業者の指定は大田区が行っています。
新規に介護事業者として指定申請をお考えの方は、最初に以下の点について必ずご確認ください。

(1) 法人格

介護保険事業所を新規開設するには、法人格を有する必要があります。

また、法人で定める履歴事項全部証明書(登記事項証明書)の事業目的に申請される事業が記載されており、法人の行う事業として位置づけられることが必要です。

(2) 事業を行う建物

事業を行う建物については、建築基準法の建築確認の規定による検査済証が発行されていること(夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を除く)が必要です。

以下のア～ウをそれぞれの窓口※(事前予約要)に相談し、必要に応じて手続きを行ってください。

確認及び必要な手続きがなく、定められた基準を満たしていない場合は、地域密着型サービス事業所の指定を受けられませんのでご注意ください。

ア 「東京都福祉のまちづくり条例・大田区福祉のまちづくり整備要綱」の確認

イ 建築確認(新築、改築、改修、用途変更等)の手続き

ウ 「消防法令等」の確認

※アは建築審査課建築指導担当(03-5744-1387)、イは建築審査課建築審査担当(03-5744-1388)、ウは管轄の消防署にご相談ください。

(3) 欠格条項

地域密着型サービス事業者として指定を受けるためには、介護保険法第78条の2第4項第5号から第12号及び第115条の12第2項第5号から第12号の欠格条項に該当していないことが必要となります。

欠格条項については、介護保険法のほか、厚生労働省からのQ&A(「介護保険最新情報」Vol.6)等をご確認ください。

(4) 人員、設備、運営等の基準

指定事業者は、大田区条例で定める「大田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準」を満たした上でサービス提供をしなければなりません。

基準については、以下の大田区のホームページをご確認ください。

➤地域密着型サービスの各種情報(条例、規則等)

https://www.city.ota.tokyo.jp/jigyousha/micchaku_service/information.html

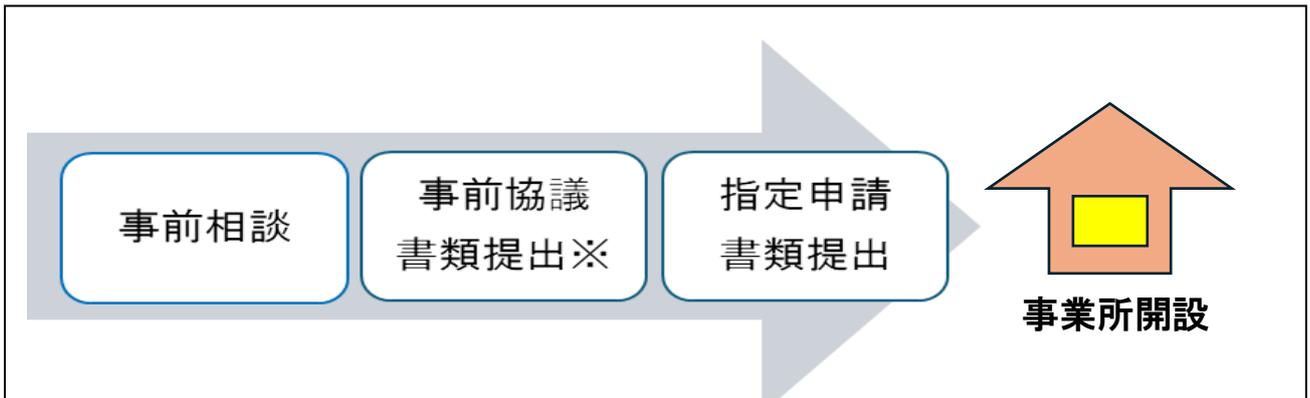
(5) 大田区地域密着型サービス運営協議会

大田区で地域密着型サービス事業所の指定を受けようとする全ての事業所は、年4回開催される地域密着型サービス運営協議会にて、事前協議と指定申請についての内容審査を受ける必要があります。

開催日程により、事前協議書類・指定申請書類の提出期限を定めていますので、必ず確認してください。

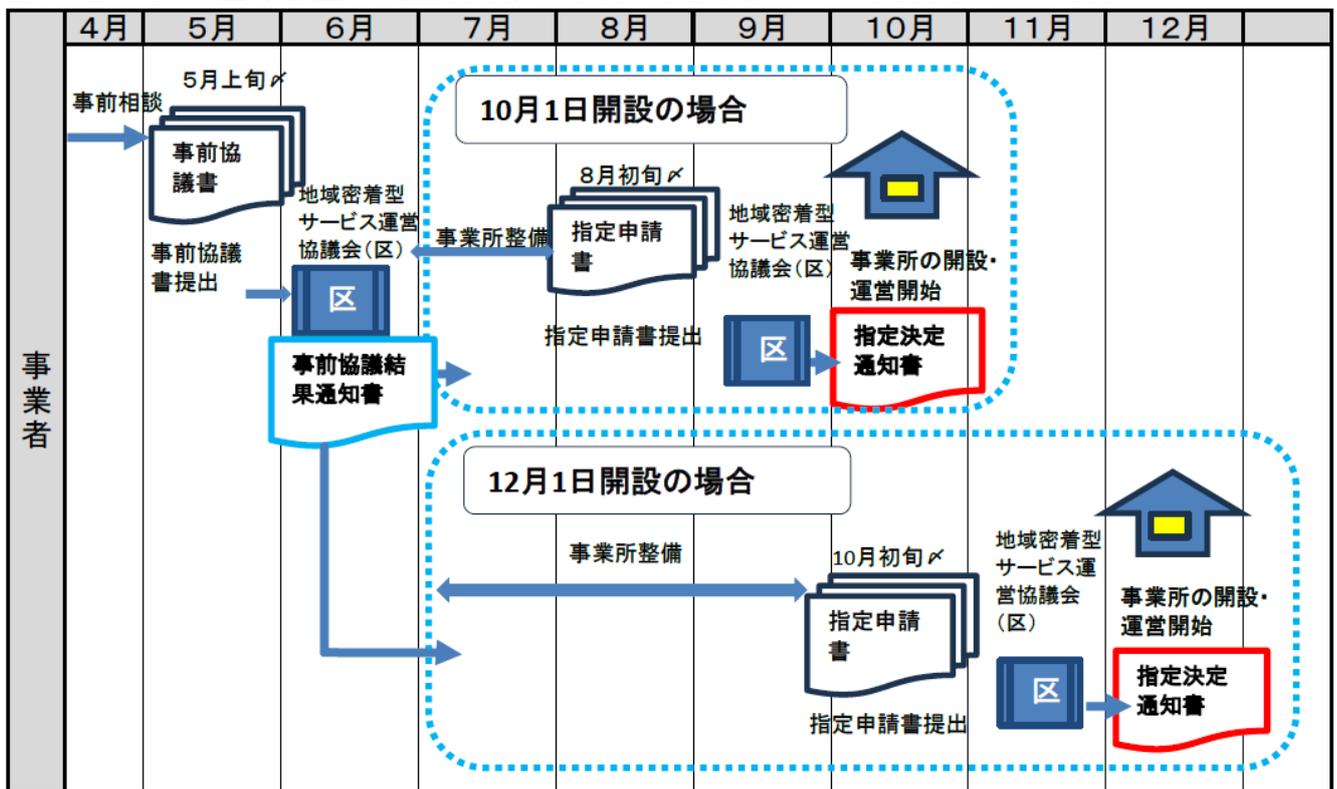
2 地域密着型サービス事業所開設までの流れ

【地域密着型サービス事業所開設までの流れ(概要)】

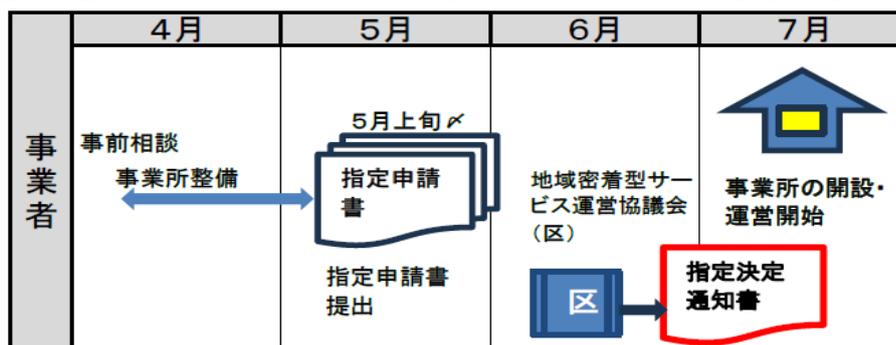


※地域密着型通所介護については、事前協議を省略します。

【例1】 認知症対応型共同生活介護の事業所開設を4月に事前相談した場合



【例2】 地域密着型通所介護の事業所開設を4月に事前相談した場合（事前協議省略）



(1) 事前相談

事業予定地となる物件(土地・建物)が見つかり次第、介護保険課指定担当まで必ずご相談ください。ご来庁の際は、運営法人が事業所の平面図等を持参のうえ、ご相談ください。

新築、改築、改修等の工事を予定されている場合は、着工前にご相談ください。

事前相談とあわせて、2ページ「1 地域密着型サービスの指定について(2)事業を行う建物についての必要事項ア～ウ」の手続き等を、速やかに進めてください。

(2) 事前協議書の提出(地域密着型通所介護を除く)

地域密着型サービス運営協議会にて事前協議の内容を審査します。

ア 提出書類

大田区ホームページから様式等をダウンロードし、作成してください。

イ 提出方法

郵送又は持参にて提出してください。

ウ 事前協議結果通知書の送付

事前協議結果通知書を事業所あてに郵送します。

計画内容に変更があった場合には、速やかに指定担当にご連絡ください。内容変更したことにより基準を満たしていない場合は、新規指定ができないこともあります。

【令和6年度事前協議スケジュール】

事前協議書の提出期限	地域密着型サービス運営協議会の開催時期(参考)	事前協議結果通知書の発送時期
令和6年5月10日(金)	令和6年6月中旬	令和6年6月下旬
令和6年8月2日(金)	令和6年9月中旬	令和6年9月下旬
令和6年10月4日(金)	令和6年11月中旬	令和6年11月下旬
令和7年1月6日(月)	令和7年2月中旬	令和7年2月下旬

(3) 事業所整備(新築・改築等)

ア 地域密着型サービス事業所の整備(地域密着型通所介護以外)

事前協議結果通知書の受領後に、地域密着型サービス運営協議会の意見を踏まえて工事等の整備着工を進めてください。

イ 地域密着型通所介護事業所の整備

指定担当への事前相談後に、工事等の整備着工を進めてください。

ただし、運営協議会で設備等に関する指摘があった場合は改善が必要となります。

(4) 指定申請書の提出

地域密着型サービス運営協議会にて指定申請の内容を審査します。

ア 提出書類

大田区のホームページから様式等をダウンロードし、作成してください。

※ 登記事項証明書については事業目的等に申請する事業の記載がある、3か月以内に発行された履歴事項全部証明書(登記事項証明書)が必要です。

イ 提出方法

電子申請届出システムによる提出が可能です。郵送・持参による提出も受付しています。

➤介護事業所の指定申請等の「電子申請届出システム」の運用開始について

https://www.city.ota.tokyo.jp/jigyousha/micchaku_service/kaigo-online-shinsei_release.html

ウ 区職員の現地訪問

指定予定日の前月中旬を目途に日程調整し、現地訪問を行います。

エ 指定決定通知書の送付及び公示

指定決定通知書を指定月の前月までに事業所あてに郵送し、指定したことを区役所掲示板に公示します(指定申請書は再発行できません)。

※指定日から開始できなくなった場合は、必ず指定担当へご連絡ください。

【令和6年度事業所指定スケジュール】

指定を希望する年月日	地域密着型サービス運営協議会の開催時期(参考)	指定申請書類提出期限
令和6年7月1日、8月1日、9月1日	令和6年6月中旬	令和6年5月10日(金)
令和6年10月1日	令和6年9月中旬	令和6年8月2日(金)
令和6年12月1日、 令和7年1月1日、2月1日	令和6年11月中旬	令和6年10月4日(金)
令和7年3月1日、4月1日、5月1日、 6月1日	令和7年2月中旬	令和7年1月6日(月)

3 その他留意事項等

(1) 事業所開設前の留意事項

ア 地域密着型通所介護事業所等で提供する宿泊サービス

宿泊サービスを実施する事業所は、大田区の宿泊サービスに係る基準を満たしたうえで、事前に指定担当へ届出が必要です。

➤通所介護事業所等で提供する宿泊サービス

https://www.city.ota.tokyo.jp/jigyousha/micchaku_service/shukuhaku_sisin.html

イ 介護予防・日常生活支援総合事業

地域密着型通所介護事業所にて要支援の利用者及び事業対象者の利用者にサービス提供をする場合には、指定担当へ別途申請が必要です。

➤介護予防・日常生活支援総合事業の指定申請

https://www.city.ota.tokyo.jp/jigyousha/kaigyobo_sogojigyo/shin-sougou-jigyo_h30-01_kaishi.html

ウ 老人福祉法に基づく事業開始・設置届

老人福祉法に基づく事業開始・設置届(老人居宅生活支援事業開始届、老人デイサービスセンター等設置届等)は、東京都へご提出ください。

➤(公財)東京都福祉保健財団事業者支援部介護事業者指定室 TEL03-3344-8517

➤老人福祉法の届出 東京都福祉局

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/gyoumutodoke/rojin.html

エ 業務管理体制整備に関する届出

介護保険法第115条の32により、介護サービス事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、事業所が大田区にのみ所在する場合は、指定担当へ届出が必要です。

➤業務管理体制整備に関する届出

https://www.city.ota.tokyo.jp/jigyousha/micchaku_service/kanritaiseitodoke.html

オ 整備にあたっての注意事項

事業所開設にあたり、近隣住民(町会、自治会、管理組合等)に対し、事前に十分説明を行って事業計画を進めてください。

(2) 事業所開設後の留意事項

ア 運営等

大田区では、事業所開設後、運営状況の確認のため事業所訪問を行うことがあります。

事業開始後、届出内容に変更が生じた場合は、指定担当へ変更届をご提出ください。また、事業開始後、新たに加算の届出をする場合は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」その他添付書類をご提出ください。

➤地域密着型サービスの変更届・加算届(処遇改善加算を除く)

https://www.city.ota.tokyo.jp/jigyousha/micchaku_service/henkoutodoke.html

イ 運営推進会議(介護・医療連携推進会議)及び事故報告の提出

地域密着型サービス事業所は、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、区・地域包括支援センターの職員等で構成される「運営推進会議」を実施することが義務付けられています。

また、サービス提供中等で事故が発生した場合は、速やかに関係者への連絡を行い、事故報告書を区※に提出する必要があります。

➤運営推進会議については、別途区からログイン ID 等をご案内する「大田区ケア倶楽部」(区内介護サービス事業者向けサイト)にて手引き等を掲載しています。

➤介護保険事業者の方へ⇒事故報告書

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/kaigo/kaigohokenjigyosya.html>

※ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の問合せ先

介護サービス担当(施設) TEL03-5744-1258

※ その他地域密着型サービス(認知症対応型共同生活介護以外)事業所の問合せ先

介護サービス担当(居宅) TEL03-5744-1655

ウ 事業所の廃止・休止・再開

事業所を廃止、休止、再開する場合は指定担当に届出が必要です。

➤地域密着型サービスの廃止・休止・再開届

https://www.city.ota.tokyo.jp/jigyousha/micchaku_service/haishikyuushisaikaitodoke.html

※ 事業所開設時に、施設整備等の補助金を活用している場合は、廃止(移転)に伴い補助金の精算が必要になる場合がありますので、介護保険課基盤整備担当(03-5744-1637)にお問い合わせください。

エ 地域密着型サービスの区域外利用

大田区の地域密着型サービス事業所の利用は、原則大田区民に限定されます。ただし、それ以外の方が利用しなければならない、やむを得ない理由がある場合に限り、例外的取扱いの手続きを行うことにより、利用が可能となる場合があります(認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護は例外的取扱いの対象外)。

➤地域密着型サービスの区域外利用について

https://www.city.ota.tokyo.jp/jigyousha/micchaku_service/tsuusyo-kaigo.html

オ 事業者情報の公表

指定事業者の情報については、以下の Web ページで公表しています。また、区ホームページに、介護サービス事業者一覧を掲載しています。

➤大田区介護事業者情報検索システム

<https://carepro-navi.jp/ota>

➤介護サービス・介護予防サービス提供事業所一覧

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/kaigo/jyousyaitiran.html>